

< 巧妙な商品販売に乗せられないで! >

今月号は、同じような行為が繰り返されないために市役所に送られてきました、市民からの投書を紹介します。

投書の内容

① 六月初旬、広島県に本社のある愛知県の支店から、いきなり健康食品の試飲用の小瓶が届く。

② しばらくして「この商品について詳しい説明をしたい」との電話があり「説明を聞くくらいなら」と返事をする。

③ 間もなく五十歳代の男性が自宅を訪れ「健康管理指導員」の肩書の名刺を出し、説明も丁寧であったので、すっかり信用してしまう。



④ 説明資料を求めたが価格に上乘せになるので作らないという説明であった。

⑤ 難病の家族を抱えているため、向こう半年間の大量の「健康食品」をクレジット契約してしまう。

⑥ その後「もっと飲用量を増やしたほうがいい」という電話があり、当初の不信任もあって、薬局や通信販売をしている他社の商品と比較したところ、通常の五〜十倍も高い価格で契約していることに気づく。

⑦ 電話応答では「簡単に契約したのが悪い」と念を押され、冷笑されながらも、会社で現品を返し、違約金を払って決着する。

以上が経過ですが、どうして愛知県にある業者が山梨県の私を抽出したのか、どうして資料説明書がないのか、値段は高いか安いのか、どうしてクレジット契約なのかなど、疑ったため検討する期間をおくべきだったと反省していますが、試飲用の小瓶が届いていましたし、難病の家族に早く飲ませたい一心で契約してしまいました。

一番残念で悔しいのは、相手のセールスマンが健康管理指導員という名刺で信用させ、

(1) 商法に違反しない手口で(騙しでもなく、強制でもなく)

(2) 善良(お人よし・弱みのある家庭)な市民に粗悪品を高値で販売し

(3) クレジット契約で取り立ては巧妙に、取り消しなどは面倒くさく

(4) 取り消しとなると、契約したあなたが悪いと聞き直るという巧妙な手口で弱者をだます悪徳商法です。

市民の皆さんの中には、同じような経験をした方もいるかと思いますが、二度とこのような被害にあわないよう、契約行為には十分気をつけてください。

問合先 市民生活課 窓口担当

保険料は控除されますか?

Q&A
国民年金

Q 納付した保険料は所得税から全額控除されると聞いたのですが、本当ですか。

A 個人年金に比べて税法上優遇されています。

国民年金の保険料は、所得税法上、全額控除が認められています。これに対し、民間の生命保険や個人年金の場合、どんなに多くの掛金を支払っていても、社会保険料控除はそれぞれ年間5万円までしか認められていません。

このような点からも、国民年金と個人年金が明らかに違うものであることをおわかりいただけるかと思います。



個人年金
5万円